

介護分野における特定技能外国人材の受入れについて

平成31年3月

最新の情報はこちら(厚生労働省HP)をご覧ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html



外国人介護人材受入れの仕組み

EPA (経済連携協定)
(インドネシア・フィリピン
・ベトナム)

在留資格「介護」
(H29. 9 / 1 ~)

技能実習
(H29. 11 / 1 ~)

特定技能1号
(H31. 4 / 1 ~)

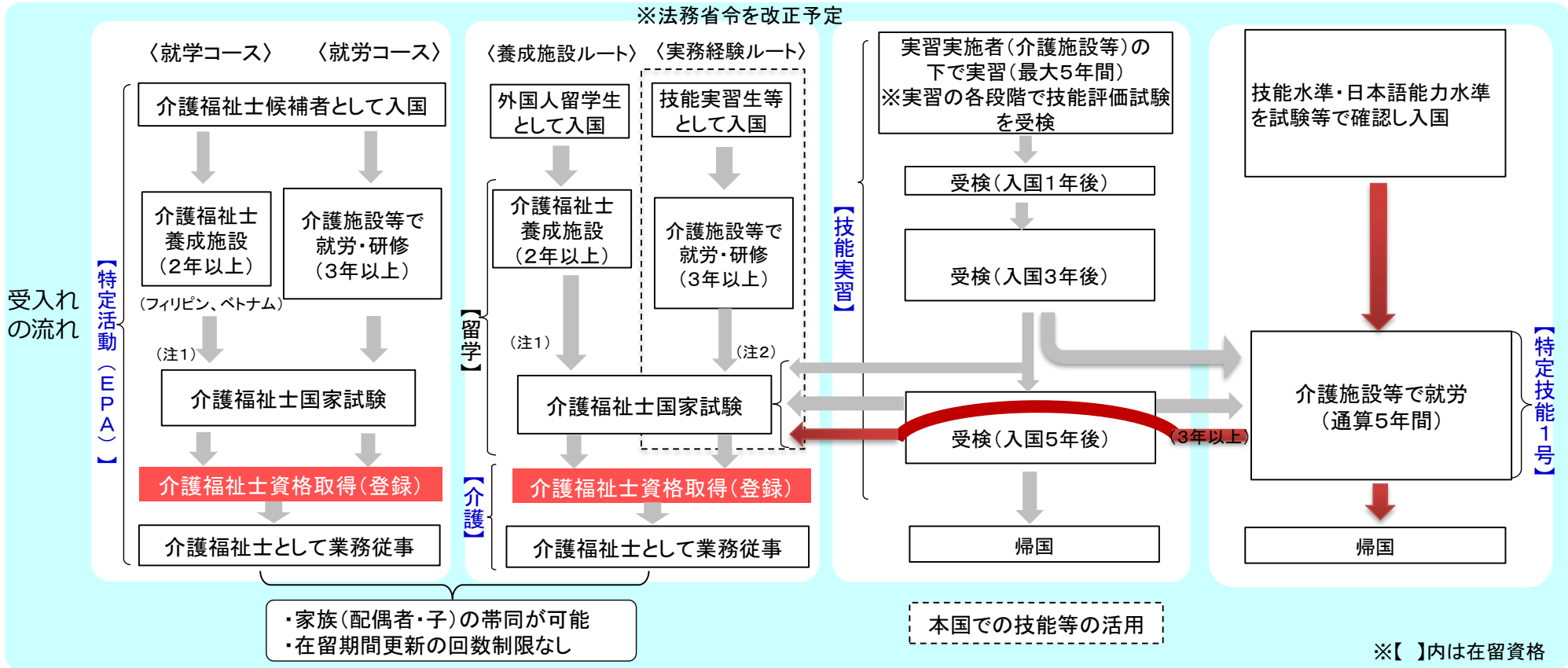
制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて) 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

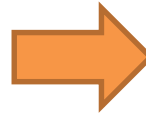
(※) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

技能試験・日本語試験の概要 (介護分野における分野別運用要領)

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: 予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 未定
- 開始時期: 平成31年4月予定

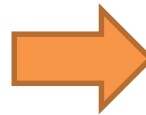


介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、
利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度
実践できるレベル

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 実施回数: 年おおむね6回程度、国外実施を予定
- 開始時期: 平成31年4月から活用予定



ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度
の能力(※)

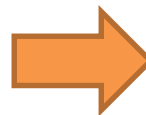
※ 業種横断で求められる日本語能力の基本的な水準: 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(平成30年12月25日閣議決定)



※ 又は「日本語能力試験(N4以上)」

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: 予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 未定
- 開始時期: 平成31年4月予定



介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程
度の水準の日本語能力

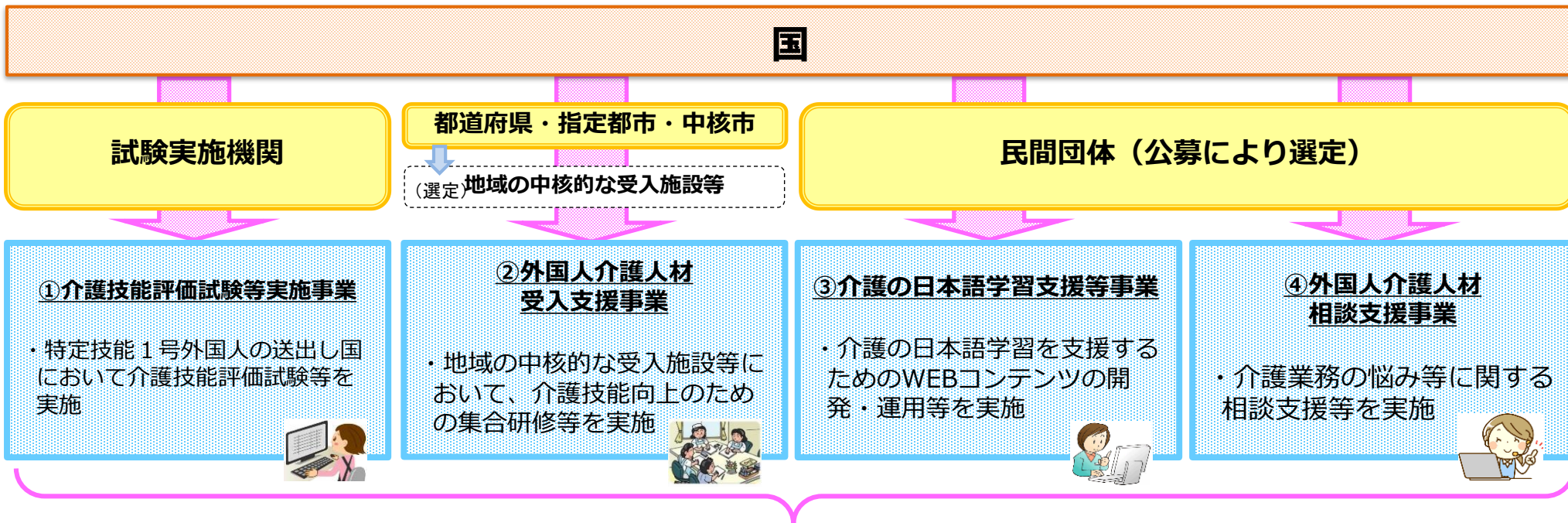
※ 第2号技能実習を修了した者・介護福祉士養成施設修了者については、技能試験及び日本語試験を免除する。

新「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
- ② 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
- ③ 介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ④ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【平成31年度予算額(案)】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 909,968千円

特定技能1号の外国人材の介護報酬上の取扱いに関する基本的考え方(案)

- 特定技能1号の外国人材については、技能実習3年修了の人材と介護技能が同等であることから、就労と同時に配置基準に算定する。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。

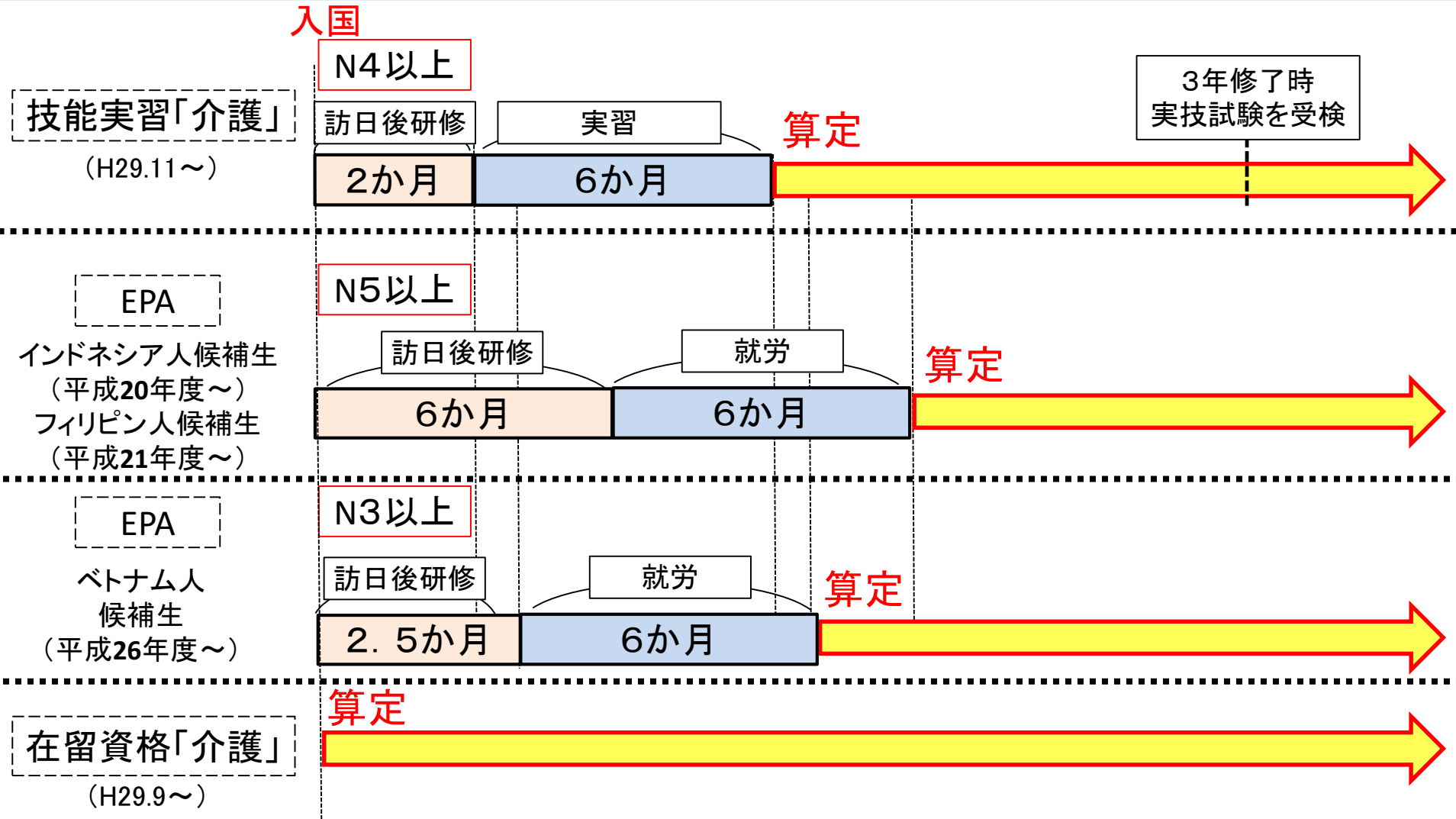
特定技能1号

算定

他の日本人とチームで
ケアに従事する期間



(参考)技能実習「介護」・EPA・在留資格介護の介護報酬上の考え方について



注1) EPA、技能実習のいずれについても、日本語能力試験N2を取得している者は、就労開始から算定される。

注2) 訪日前研修については、インドネシア人、フィリピン人候補生については6ヶ月、ベトナム人候補生については12ヶ月の研修期間が設けられている。
なお、技能実習については、訪日前講習の義務はない。

注3) 在留資格「介護」については、在留資格「留学」で訪日した上で養成校を卒業し、介護福祉士の資格を取得(※一部特例あり)すると在留資格「介護」となる。なお、在留資格「留学」では、資格外活動の労働について週28時間の上限があることに留意。